

## 平成元年より二五年にかけての判決文に見る

横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について

清水 裕樹

一	はじめに
二	問題関心
(1)	調査の方法
(2)	判決文における被害額を形容する表現とその大小の序列
三	被害額を形容する表現とそれに対応する被害額について 終わりに

## 一 はじめに

### (1) 問題関心

私は前稿において、判決文に現れた窃盜罪の被害額を形容する表現に関して調査を行った。財産犯罪の中でも最も多くの件数を占める窃盜罪による財産的被害について、その重大性の高さと低さの基準となる現実的な金額について示すことにより、犯罪の重さへとアプローチする一つの手がかりを求めるることを目指した。その結果として、微罪処分の基準となる二万円という額が、被害額の「軽微さ」への評価と関連性がありそうであるということが見出された。しかしそれ以外には、一般に明瞭な基準が示されたとはいひ難かった。そこで本稿では、財産犯罪であり、被害者に対する暴行・脅迫を伴わない形態であるとともに、前稿で検討した窃盜罪が、その行為態様に着目すると領得罪であり奪取罪にして盗取罪であったことに対して、やはり領得罪ではあるが、行為態様についてそれぞれ横領罪、また奪取罪にして交付罪であるところの横領罪及び詐欺罪を対象として、<sup>(2)</sup>判決文に現れたその被害額を形容する表現と、実際の被害額との対照を行うことを通じて、さらなる比較検討のための材料を収集することとした。なお、横領及び詐欺という罪名は、前稿でも参照した広島県警察刑事部刑事総務課通達「平成一七年七月二一日広刑総第九一二」でも、微罪処分の対象罪名として窃盜とともに列挙されている。<sup>(3)</sup>二万円という金額がやはり被害金額の軽微さの基準となるかを検討する意味からも、また当然ながら現代社会において多数の事件が発生し、重要性が高い犯罪であるという理由<sup>(4)</sup>からも、この二つの罪名に対する調査には意義があるものと考えられる。なお、本稿においてはこの

二つの罪名を含む事件を括弧で括った。罪質は異なるが、大きな被害を伴う経済事犯を多数含む両者を共に扱うこととで見えてくるものに関心があつたからである。

## (2) 調査の方法

前稿と同様、本稿でも第一法規株式会社の提供するデータベース、「DLaw.com」(<https://www.dl-law.com/>)のサービスの一つである「判例体系」を用いて検索を実行し、刑事有罪事件に関する判決文全文をダウンロードしたものをもとに調査を行つた。対象とする期間は、前稿との比較という意味からも平成期とし、平成元年一月四日から平成二五年一二月二七日までとした。<sup>(5)</sup> 検索対象は罪名として横領罪<sup>(6)</sup>、詐欺罪<sup>(7)</sup>を含む裁判例とした。<sup>(8)</sup>

具体的な作業としては、まず「判例体系」の検索システムを用い、「横領」とび「詐欺」というキーワードを用いて抽出された全判決文の中から、期間と検索対象となる罪名についての上記の条件に当てはまると考えられる、刑事案件の有罪判決をすべてダウンロードした。その後判決文を一件ずつ読み、主として第一審判決であれば「量刑の理由」の項目に、上訴審判決であれば「量刑不当の申立てに対する判断」の項目に含まれる、横領罪及び詐欺罪の被害金額と、それを形容する表現を抽出した。

以上の作業を通じて選び出された判決文の総数は四〇六であり、うち横領に関するものが一〇八（うち一〇は横領と詐欺の両方に関するものである）、詐欺に関するものが二九八であった。なお、選び出す過程において、判決日が異なるものの、判決文の内容が同一なものについては除外したが、事件番号の少なくとも一つ以上が重複する判決文が少なくとも一六組<sup>(10)</sup>認められた。また、原審と上訴審との関係のある判決文は、一一組認められた。<sup>(11)</sup> これらの判決文

の中に含まれる、被害額とそれを形容する表現の組み合わせは四八九あり、うち横領に関するものが一一七、詐欺に関するものが三七二であった。

以上四八七の表現を含む四〇六の判決文について、それぞれの判決文番号、判決を宣告した裁判所、判決年月日、事件番号、被害額、被害額の形容表現、及び本文で宣告されている刑を表の形式にまとめ、本稿末尾に付録として掲載した。<sup>〔12〕</sup> 以後、本文及び注において検討の対象とする判決文に言及する際には、付録「検討対象判決文一覧」記載の判決文番号を用いることとする。なお、文字数の制約より、例えば「判決文番号一」は【一】というように、隅付き括弧の形式で示すこととする。

## 二 判決文における被害額を形容する表現

### (1) 判決文における被害額を形容する表現とその大小の序列

まず、検討対象である判決文において用いられている被害額を形容する表現を列挙する。なお、ここで列挙する表現は、一般的な被害額の大小を示すものに限定し、ある特定の判決文のみに現れる一般化の困難な表現については、前稿と同様検討から除外した。<sup>〔13〕</sup> 同様に、個別の表現における細かな相違も著者の判断により捨象した。

検討対象の判決文における被害額を形容する表現を五十音順に列挙すると、次の通りである（本稿検討対象中、同一表現の使用が一〇回以上認められるものについては、アスタリスク「\*」を付した）。

「著しく高額」、「多い」、「大きい」、「大きいとはいえない」、「多くない」

「かなり大きい」、「かなりの高額」、「かなりの多額」、「巨額\*」、「極めて巨額」、「極めて高額」、「極めて重大」、「極めて多額\*」、「軽視できない」、「軽微ではない」、「決して少額とはいえない」、「決して少なくない」、「高額\*」、「高額とまではいえない」

「さほど大きくなない」、「実に多額」、「少額」、「少額とはいえない」、「甚大」、「少ない」、「少ない額ではない」、「少くない」、「すこぶる多額」、「それ程多くない」、「それほど高額ではない」、「それほど多額ではない」

「大金」、「多額\*」、「多額とはいえない」

「莫大」、「甚だ多額」、「比較的軽微」、「比較的高額」、「比較的少額」、「非常に高額」、「非常に多額」、「膨大」、「他に類例を見ないほど巨額」、「他に類例をあまり見ないほどの高額」、「ほとんど類を見ないほど莫大」

「まことに巨額」、「まことに重大」、「誠に多額」、「正に巨額」、「まれに見る多額」、「未曾有の巨額」  
「例を見ないほどの極めて多額」

次に、金額の大きさを示す表現としてこれらの表現に用いられている用語を、前稿にならって整理したい。<sup>(15)</sup>

(ア) 額の規模に対する表現

- ・「～額」という形式のもの
- ・「巨額」、「高額」、「少額」、「多額」

・それ以外のもの

「多い」、「大きい」、「軽視できない」、「軽微」、「重大」、「甚大」、「少ない」、「大金」、「莫大」、「膨大」

(イ) 額の規模を修飾する表現として用いられているものとしては、次のものがある。

「著しく」、「かなり」、「決して（～ではない）」、「さほど（～ではない）」、「実際に」、「すこぶる」、「それほど（～ではない）」、「甚だ」、「比較的」、「非常に」、「類を見ない」、「誠に」、「まさに」、「まれに見る」、「未曾有の」

続いて、上に整理した表現の意味と、その程度の違いについて示す。

(ア) 額の規模に対する表現の意味

・「～額」という形式のもの

「巨額」.. 金銭の高が非常に大きいこと。

「高額」.. 高い金額。金銭の額の大きいさま。

「少額」.. 全体としての金銭のたかが少ないこと。少ない金額。

「多額」.. 金額、費用の多いこと

—意味を踏まえての解釈

金額が特に大きい場合、「巨額」が使用される。一般に金額が大きい場合、「高額」又は「多額」のいずれかが使用される。一般に金額が小さい場合に「少額」が使用される。

・それ以外のもの

「多い」‥数量が大である。程度が大きい。

「大きい」‥数量が多い、程度がはなはだしい、たいへんである、

「軽視〈できない<sup>(16)</sup>〉」‥からんじ、見さげること。物事を軽く考えること。

「軽微」‥程度がわずかであること。少しであること。

「重大」重々しくて大きいこと。

「甚大」‥物事の程度がはなはだしく大きいこと。

「少ない」‥数量や程度がわずかであること。

「大金」‥たくさんの中の金錢。多額の金錢。おおがね。

「莫大」‥程度・量がひじょうに大きいさま。この上ないさま。

「膨大」‥広がって大きくなるさま。形や内容などが非常に大きいさま。数量がきわめて多いさま。考えの及ばないほど、またはむやみに大きい、という感じを込めて用いることもある。

### —意味を踏まえての解釈

金額の大きい場合に対する表現のうち、最も多額の場合に用いられるのは「莫大」である。それに続くのが「甚大」、「膨大」であると考えられる。「重大」もほぼ同程度に大きい場合に対しして用いられるものであると考えられる。相対的・一般的に金額が大きい場合については、「多い」、「大きい」、「大金」<sup>(17)</sup>が用いられる。「軽視できない」については、それが使用される文脈に依存すると考えられるとともに、用例も少ないので、程度の位置付けを行うことは控えたい。他方で、金額の小さい場合に対する表現のうち、「輕微」が絶対的な小ささを示すのに対して、「少ない」は相対的・一般的な小ささを示すものといえる。<sup>(18)</sup>

#### (イ) 額の規模を修飾する表現の意味

「著しい〈く〉」‥物事が目だつてはつきりしている。明白である。顯著である。

「かなり」‥相当の水準に達している。相当はなはだし程度に達している。

「決して」‥否定的判断や禁止命令を決定的に下す時の、その決定的な気持ちを表す。下に否定や禁止の言葉を伴う。「さほど」‥それほど‥下に打消しの語を伴つて、物事の状態や様子が思ったほどではないことを表わす。

「実際に」‥感嘆の気持をこめて程度のはなはだしさを表わす語。まことに。非常に。

「すこぶる」‥かなりの程度であるさま。たいそう。非常に。はなはだ。

「甚だ」‥普通の程度を越えていることを表わす。ひどく。大変。非常に。肯定表現にも否定表現にも用いる。

「比較的」‥他の同種のものと比べた上で、そのものの傾向や状態を判断するさま。

「非常に」：程度がはなはだしいさま、ひどいさま。

「類〈見ない〉」：たがいに似ていること。種類が同じであること。また、そのもの。同類。なかま。たぐい。ともがら。

「誠に」：間違いなくその状態であることを強調する語。本当に。眞実に。げに。じつに。しんに。

「まさに」：ある事態が、誇張やいつわりを含まない正確なものとして成り立つことを強調する気持を表わす。正確に。間違いない。

「稀覩〈まれに見る〉」：めったに見られないこと。珍しいこと。

「未曾有の」：いまだかつてなかつたこと。ひじょうにめずらしいこと。また、そのさま。希有（けう）。

### —意味を踏まえての解釈

元の語が有している意味を強める修飾表現について、その程度が最も高いものは、これまで見たこともないという意味を示すことで、その常軌を逸したさまを例えるものと考えられる、「未曾有の」であると考えられる。それに準ずるものとして、「類を見ない」、「まれに見る」が続くと考えられる。恐らくそれに続く程度として、程度の甚だしさに対する感嘆の意味を含む「實に」や、それと同種の表現である「誠に」、「まさに」が続くものと考えらえる。「著しく」、「すこぶる」、「はなはだ」、「非常に」も、相當程度に意味を強める語であると考えられる。「かなり」はそれによく程度であろうか。対して、「比較的」という場合は、程度を和らげる働きがあるよう認められる。

元の語が有している意味を打ち消す際に付隨する修飾表現のうち、その程度が最も強いのは、決定性の意味を含む

「決して」であろう。「それほど」は、打消しの程度が強度ではない場合の表現であると考えられる。

「多い」と「少なくない」「小さい」と「大きくなない」というような、ある表現と、それと反対の意味を有する語の打消しによって得られる表現とは、発話者の意図に左右される部分はあるが、ほぼ同程度のものを示すものであると考えたい。

上記の内容をもとに、調査対象の判決文中に認められた表現を、ある程度の幅を持たせた形ではあるが、額の大きさごとに分類すると、次のようになるものと考えられる。

特に額の大きなもの：「(極めて)（他に類例を見ないほど）(まことに)(まさに)(未曾有の)巨額」、「莫大」、「甚大」、「膨大」、「まことに重大」、「まれに見る多額」、「例を見ないほどの極めて多額」

額の大きなもの：「著しく高額」、「重大」、「甚だ多額」、「非常に高額」

額の比較的大きなもの：「(かなり)多い」、「(かなり)大きい」、「軽視できない」、「軽微ではない」、「決して少額とはいえない」、「高額」、「大金」、「多額」、「比較的高額」

額の比較的小さなもの：「大きいとはいえない」、「多くない」、「高額とまではいえない」、「少額」、「少ない」、「それほど多額ではない」、「比較的軽微」、「比較的少額」

次節では、実際の判決文に見る被害額の規模と、上に示した表現との対応関係について検討を行いたい。

(2) 被害額を形容する表現とそれに対応する被害額について—その全般的な傾向

調査対象となつた判決文のうち、被害額の大きいものから順に検討する。まず、目立つた特徴であるが、窃盗罪を対象とした前稿と比較すると、横領罪及び詐欺罪を対象とした本稿で検討した判決文において問題とされる被害額は全般的に非常に高くなっている傾向が認められる。参考として示すと、前稿で検討した被害額全データの中央値が七万五〇〇〇円、平均値が一一四一万二四八四円であった<sup>〔19〕</sup>のに対し、本稿で検討する被害額全データの中央値は三三一七万八三六三円、平均値は九億九四六〇万九三六四円であった。

被害額<sup>〔20〕</sup>が一〇〇億円以上である場合に對して用いられている表現は一例であり、その内訳は、「巨額」が五例、「多額」が一例、「莫大」が一例の他、「類を見ないほど巨額」が二例、「類を見ないほど莫大」が一例、「まれに見る巨額」が一例であった。基本的には、絶対的に大きな額を形容する表現が用いられているといえる。例外は「多額」という表現を使用している【三六四】である。前稿でも「多額」という表現が予想よりも高額の被害に用いられていたことを指摘したが、本稿においてもその傾向が認められた<sup>〔21〕</sup>。

被害額が一〇億円以上一〇〇億円未満である場合に對して用いられている表現は四一例であり、その内訳は、「巨額」が一七例、「極めて巨額」が五例、「極めて多額」が五例、「類を見ない高額」、「類を見ない莫大なもの」が二例、「莫大」が二例、「高額」が二例、「多額」が二例、「類を見ない高額」、「類を見ない莫大なもの」、「まれに見る多額」がそれぞれ一例、およびその他<sup>〔22〕</sup>となつていてる。基本的には、絶対的に大きな額を示す表現が中心であり、特に表現と被害額との対応関係において特異なものは認められない。なお、「高額」、「多額」が二例ずつ現れていたことを注意しておく。

被害額が一億円以上一〇億円未満である場合に對して用いられている表現は一一四例であった。表現の数が一一四

と多数にわたるため、主な内訳に限って示すと、「多額」が二三例、「巨額」が三一例、「極めて多額」が一〇例、「非常に高額」が六例、「高額」が六例、「極めて高額」が四例、「膨大」が三例、「極めて巨額」が二例、「莫大」が二例、「相当高額」が二例などとなつた。<sup>24)</sup> 被害額「一億円以上」というと、前稿での検討はもつとも大きな額を含む範囲であったが、すでに相対的な額の大きさを指示示すものと考えられる「多額」が頻出していることが特徴的である。とはいえる、全般的に見ると絶対的に大きな額を示す表現が中心となつてゐる。

いずれも使用例が少なかつたため、上には挙げなかつたが、この被害額の範囲で用いられていた特徴的な表現の幾つかに言及する。まず、特に大きな額を指示示すものと予想していた「未曾有の巨額」（【一三一】）に相当する金額は二億六〇三万五八三五円で、十分に高い金額であることは相違ないが、全四八九表現に対応する金額のうち上から一二三番目と、際立つて高いとはいえない。また、いずれも特に額が大きい場合に用いられる表現であると考えられる、「正に巨額」（八四）の九億三一五万円、「まれにみる多額」（【一五〇】）の九億円、「例をみないほどの極めて多額」（【六〇】）の五億円、「まことに巨額」（九九）一億三百六十万円も、この被害額の範囲に含まれていた。

被害額が一〇〇〇万円以上一億円未満である場合に対して用いられている表現は「六」二例であった。その主な内訳は、「多額」が八七例、「高額」が一八例、「極めて多額」が二一例、「巨額」が七例、「相當に多額」<sup>25)</sup> が五例、「非常に多額」が五例、「大きい」が四例、「相当な高額」が三例、「極めて高額」が二例、「はなはだ多額」<sup>26)</sup> が二例、「莫大」が二例、「大金」が二例などであつた。

この被害額の範囲でも「多額」がもつとも多く認められる。他方で、「巨額」、「莫大」といった、特に大きな額を形容する表現は、これよりも低い被害額の範囲では現れない。<sup>27)</sup> 使用例は少ないものの、特徴的なものとしては、三七

三〇万三九二四円の被害額に対し、値の高さを示すにおいては控えめな表現である「比較的多額」を使用した場合【七九】が認められる。なお、特に大きな額を形容する表現の下限は、「極めて多額」が一五〇〇万円【一八】、「巨額」が一三九〇万円【一四八】であった。

被害額が一〇〇万円以上一〇〇〇万円未満である場合に用いられていた表現は、一〇六例であった。その主な内訳は、「多額」が六〇例、「高額」が一八例、「多い」が三例、「少くない」が三例、「決して少くない」が二例などであった。被害額がこの範囲に収まる場合には、金額が絶対的に多いという評価がなされてはいないことがわれる。また、「(決して) 少くない」という、否定を伴う形で相対的な額の大きさを示す表現がはじめて現れている。この表現が現れるもつとも高い額は【一七〇】(「少くない」)の五五五万円であった。

なお、【三四】では、被害額が一〇〇万円ちょうどの場合において「少ない」という表現を用いている。この表現は、前稿において「比較的少額である」という形で額の小ささを肯定する表現がはじめて現れたのが、一万円以上一〇万円未満であったこと<sup>28)</sup>を考慮すると、極めて異例な表現であるように見える。この表現を含む判決文で、いかなる文脈においてこの表現が用いられているかを確認すると、被告人が共犯者の一人として関与した犯罪事実における九億三〇〇〇万円を超える被害額との対比において、一人の被告人による被害額を形容するという形で使用されているようである。「少ない」という語が、相対的な額の小ささに言及するものであり、額の大きさを形容する表現としての「多額」が幅広く用いられていることと同様に考えればいいと考える余地もあるが、前稿において「少額」と形容されていた金額が数百円から、上限でも三〇〇〇円強であったことを考慮すると、異質さを覚えるところである。

被害額が一〇万円以上一〇〇万円未満である場合に用いられている表現は、三四例であった。主な内訳は、「多額」

の一二例、「少くない」（類似の例を含む）の六例、「決して少くない」（類似の例を含む）の六例、「それほど多額でない」（類似の例を含む）の一例などである。全体として見ると、額の大きさを示す表現一八例、額の小ささを示す表現が六例と並存しているのであるが、日本の民間における平均給与の額について、平成二五年分の男女計の平均で四一三万六〇〇〇円（単純に一二で割ると約三四万五〇〇〇円）、平成元年の平均で四〇一万四〇〇〇円（同様に一二で割ると約三三三万五〇〇〇円）であることを考えると、一般的な給与生活者の観点としてむしろ自然であると考えてよいだろう。また、被害額の降順で形容表現を並べた最に、おおよそ七十万円を境として、それ以上は「多額」、「高額」といった額の多さを肯定的に示す表現がほとんどであったのが、それ以下の金額帯において（全調査対象中最少額の形容表現を含む【二二三】に至るまで）額の小ささを否定することで額の大きさを示す表現や、逆に額の大きさを否定することで額の小ささを示す表現がむしろ多數派となり、用いられている表現に多様性の度合いが増大していたのが目立つ。他に特徴的であった事柄として、付録のもとなつたデータについて、被害金額別に並べた際に、「かなり多額」という表現を用いている【一〇三】（被害額一七万一〇〇〇円）のすぐ次に「多額とはいえない」という表現を用いている【一七四】（被害額一五万五一五〇円）が連続していたことには、偶然とは言いながらも興味深いものを覚えた。

被害額が一万円以上一〇万円未満である場合に用いられている表現は七例であった。額の大きさを示す表現は、「軽微とはいえない」、「決して小さくない」、「この種の事犯としては少くない」、「多額」の四例であり、額の小ささを示す表現は、「比較的少額」、「高額とまではいえない」、「それほど高額に上るものではない」の三例であった。この金額帯になつても、なお額の大きさを示す表現の方が多数であったことは興味深い。また、被害額一〇〇億円以

上の金額帯から現れていた「多額」に対応する最少額一万一六〇〇円がここで現れる【二一八七】。この表現が用いられていたのは、累犯前科のある被告人が無銭飲食を行った事案であった。

最後に、被害額が一万円未満である場合に用いられている表現は一二例であった。額の大きさを形容する表現は「少くない」の一例のみであり、他は「それ程多くはない」が二例、「比較的少額」が二例、「大きいとはいえない」が二例、残りがすべて一例ずつで、「少額」、「少ない」、「多くない」、「比較的に軽微」、「さほど大きくはない」となっていた。しかも、唯一の大きさの形容表現である「少くない」は、この金額帯では最も大きい九六一〇円一対して用いられていた【一一六<sup>31</sup>】。前稿との比較で興味深かったのは、この金額帯において用いられている額の小ささを形容する表現について、前項では額の小ささを肯定することでそれを示す表現が一一に対して、額の大きさを否定することとそれを示す表現は二にとどまっていたのが、本稿では一一例のうちそれぞれ五例に対して六例と、ほぼ同数ながら逆転していたことである。検討対象となる母数 자체が小さいので、これが一般的な傾向を示すものと言えるかどうかはわからないが、興味深い現象である。

以上に被害額の大きさと、判決文においてそれを形容する表現のおおよその対応関係を示した。前稿との比較とう観点からその特徴をまとめると、第一に、前項と同様「多額」という表現が極めて広い幅の被害額に対して用いられていてことが改めて確認できた。本稿では、検討対象となる表現の数も増え、また特に被害額の大きい方についての幅がより広がったことにより、その傾向はなおさら強められるところとなつた。

また、「少くない」に代表される額の小ささを否定することで額の大きさを形容する表現は、本稿でも五五五万円を上限に、一〇〇万円以上の金額帯で複数回現れている。絶対的な額に対する形容としては、ありふれではない

ものの、前稿で用いた「突出した例外」<sup>(34)</sup> というほどに珍しいものではないのかもしれない。

全般的に本稿においては、被害額の大きい方から降順に、「特に程度の大きいことを示す表現」、「程度の大きいことを示す表現」とを肯定的に示す表現、「程度の小さいことを否定的に示す表現」という順で認められたことは前項と共通している<sup>(35)</sup> が、「程度の小さいことを肯定的に示し表現」がもつとも被害額の小さい場合に用いられていたとは言いがたい点において相違が認められる。

また、明確な統計的操作を加えているわけではないが、被害額の降順に表現を並べたものをもとに読み取れた傾向で見ると、「特に程度の大きいことを示す表現」と「程度の大きいことを示す表現」の境目は、「特に程度の大きいことを示す表現」の最下限である「巨額」に対応する「三九〇万円」<sup>(一四八)</sup> と、「極めて多額」に対応する「五〇万円」<sup>(一八)</sup> のほぼ中間となる、「四五〇万円のあたりとなる」と推測したい。他方で、「程度の大きいことを示す表現」と「程度の小さいことを示す表現」の境目は、それぞれの表現の出現頻度を考慮して、「この種の事犯としては少なくない」の「四万六八六七円」<sup>(一五〇)</sup> と「比較的少額」の「二万〇三四〇の中間あたり、三万円のあたり」に推測したい。前項との比較を考えると、「特に程度が大きい」と「程度が大きい」の境目は前項の約三〇〇万円から<sup>(36)</sup> 大きく高い金額の方向にずれていることがわかる。このことは、裁判官が判決文を作成するにあたって、罪種の違いを度外視した被害金額の絶対的な大小のみではなく、いかなる犯罪による被害金額であるかを考慮していることを推測させるものである。

他方で、「程度が大きい」と「程度が小さい」との境目についてはそれほどの違いを認めることができなかつた。本項においてこの金額帯の検討対象が少ないことから、明言はできないが、前項でも言及した<sup>(37)</sup> 「微罪処分」の基準と

なる「おおむね二万円の範囲内」が横領や詐欺の事案についても考慮されていることが推測できる。

### 三 終わりに

前稿から引き続いて、財産に対する非暴力的な領得罪の被害金額の大きさと、それを形容する表現との対応関係について、平成期の判決文を素材として調査を行った。犯罪が「重大」であるという場合において、その一つの判断基準が被害の重大性であることはおそらく間違いないところであろう。<sup>(38)</sup> では、被害が「重大」であるとは具体的にどのような場合を指し示すのであろうかという問題関心から、単純に数値で示し得る「金額」を基準に被害の重大性を考える手がかりとしたいという関心に促されて判決文を読んできたわけであるが、この段階に至り幾つかの方向性が見えてきたように思う。上述したように、被害の「程度が特に大きい額」を示す表現について、窃盗罪のそれと横領罪及び詐欺罪のそれとではかなりの差があった。その差は二つのグループの犯罪における平均的な被害額の分布が理由なのだろうか、それとも犯罪としての性質の違いによるものなのだろうか。その違いを調べるために、引き続いて今度は大きく罪質が異なる、暴力を伴う領得罪や、聞き罪などについても検討対象を広げて調査を行いたい。

最後に、簡単にではあるが、本稿での検討対象のうち、横領罪と詐欺罪とを区別した形で、若干の結果のまとめを示したい。それぞれに含まれる表現は横領罪一〇五例<sup>(39)</sup>、詐欺罪三七二例であり、それぞれの表現に対応する被害額の中央値と平均値は、横領罪が四一九六万四〇〇〇円と四億二七九一万〇九二五円、詐欺罪が二八七四万〇九〇三円と一億七九八四万一七三〇円であった。すなわち、中央値については横領罪の方が、平均値については詐欺罪の方が

それぞれ多いという結果であった。なお、「特に程度の大きいことを示す表現」と「程度の大きいことを示す表現」の境目は、横領罪について「特に程度の大きいことを示す表現」の下限に最も近い二表現の中間付近を便宜的な基準として用いると、「極めて多額」に相当する一五〇〇万円（一八）と、「非常に多額」に相当する一八一五万八九五六円（一七）との中間にある、一六五〇万円の周囲に認められると考えられる。詐欺罪については、「特に程度の大きいことを示す表現」の下限は「巨額」に相当する一三九〇万円（一四八）であるが、次に下限に近い表現は「相當に高額」の一二一〇〇万円（一六四）と離れている。むしろそのもう少し高い額の範囲に、「非常に多額」に相当する一四九三万九九九九円（一四〇）及び一四九六万円（三六六）があることを考えると、一二一〇〇万円のあたりで境目にとっても良いのかもしれない。また、「程度の大きいことを示す表現」と「程度の小さいことを示す表現」の境目は、横領罪については、「比較的少額」に相当する二万〇三四〇円（一〇四）の周辺⑯にあるものと考えたい。また詐欺罪については、「高額とまではいえない」に相当する一万一七四八円と、「この種の事犯としては少なくない」の二万〇三四〇円の間、一万五〇〇〇円付近にあると考えたい。

ごく簡単な考察ではあるが、本稿で検討した横領罪と詐欺罪との間にある相違は、「特に程度の大きいことを示す表現」と「程度の大きいことを示す表現」の境目については、これらいずれかと窃盗罪との間にある相違よりもはるかに小さいといふことができるだろう。

## 注

(1) 清水裕樹「窃盜罪に関する判決文に見る被害額の多寡とそれに形容する表現について」『企業法研究』第一二六号、一〇一四年。以後、本項本文および注において「前稿」という文字列が現れる場合、特に注記のない限り、この論文を指し示すものとする。

(2) 平成十七年度に私が名古屋経済大学法学部の授業でテキストとして用いている、井田良『入門刑法学 各論』有斐閣一〇一三年九〇一九二二、九五頁に示される財産犯の体系による。

(3) <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/61646.pdf> の18ページを参照のこと。

(4) 例えば、『平成十七年版 犯罪白書』(web版、<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/62/nfm/mokuj.html>) によれば、「一一一二三図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比」(<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/62/nfm/images/full/h1-11-03.jpg>) では、詐欺罪が二・四%、横領罪が一・八%で、それぞれ多い順に四番目と六番目を占める。また、「一一一一五図 刑法犯 檢挙人員の罪名別構成比」(<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/62/nfm/images/full/h1-1-05.jpg>) では、横領罪が三・三%、詐欺罪が一・二%で、それぞれ多い順に二番目と六番目を占める。

(5) 行政機関の休日にに関する法律(昭和六十三年十二月十三日法律第九十一号)第一条第一項第三号に基づき、各年における行政機関の仕事始め及び仕事納めの日を示した。

(6) 業務上横領罪を含む。

(7) 電子計算機使用詐欺罪(刑法第二四六条の二)に関する事件は、本稿の調査対象からは外した。

(8) 前稿では、窃盜罪に関する裁判例が多数に及ぶこともあり、窃盜罪のみが、又は空き巣など牽連犯としての窃盜罪のみが問題となっている事件に限定したが、本稿では対象を広げ、併合罪として横領罪及び詐欺罪を含む事件も対象とした。他方

で、暴行や脅迫を手段とする領得罪である強盗や恐喝を罪名として含む事件については、後日別稿にて検討する予定があることから、原則として検索対象に含めていない。事件選択の基準において厳密さを欠く部分があるところについては、批判があれば甘受するところである。

(9) その他の部分であっても、被害金額とそれを形容する表現があれば抽出した。

(10) 後掲付録に基づく。付録は文字数の制約により事件番号のうち一つのみを挙げている。掲載されている事件番号は、原則として判決文記載の筆頭のものであるが、東京地方裁判所のものについては、特別法事件を示す「(特わ)」の事件番号が冒頭にあることも少なく、こうした場合については可能な限りそれ以外の事件番号を挙げた。そのため、いくつかの事件番号の重複が見落とされている可能性がある。ちなみに、重複の認められるものを挙げると、付録の「判決文番号」について、「一九〇三五」、「三四〇三七」、「三八〇六一」、「八九〇三五四」、「一〇一三八三」、「一一三」と一二四、「一三六」と一四三、「一九〇二三三四」、「二三八二八五」、「二三五三五八」、「二九一三〇一三一〇」、「三〇六三一七」、「三三一」と三五七、「三三五三六五」、「三三六三四〇」、「三四二」と三六一」である。

(11) それぞれ付録の判決文番号で示すと「五の控訴審が三二」、「三四の控訴審が二七」、「八八の上告審が七二」、「一四一の控訴審が一四五」、「一四六の控訴審が一二〇」、「一三八の控訴審が一三〇」、「一七〇の控訴審が一四二」、「一八七の控訴審が一八一」、「四五の控訴審が二三三」、「三四六の控訴審が三三三」、「三七〇の控訴審が三五八」

(12) この中には、横領と詐欺の両方に関する表現を含むもの一〇が含まれる。また、単純横領に関するものは七にとどまり、残りは業務上横領に関するものである。

(13) 主として掲載可能な文字数の理由で、事件番号や主文の刑につき省略を行った。その点に関しては表への注という形式で指摘する。

(14) 例えば、「同種事案の中では多額」([三六〇])など。なお、前稿で言及した「裁判官の『金銭感覚』」という観点(清水前

掲論文六七頁参照）からは、「世間的に見れば大金」〔一二五〕は、一般的な額の大小を示すものではないものの、興味深い。なお、この表現を含む事件は、著名な音楽プロデューサーであった人物が起こしたとされる、五億円の被害をもたらした詐欺事件である。

(15) 前稿五七一六三を参照のこと。表現の意味を新たに調べる場合にも、前稿と同様「ジャパンナレッジ」（本稿執筆時には、図書館用のサービスであるとの「Japan Knowledge Lib」(<http://japanknowledge.com/library/>)を利用した）の所載辞書のうち、特に『日本国語大辞典』を使用した。なお、内容の性質上、前項と重複する内容が頻出する。本稿の完結性を高めるため、文字列の意味などについては、可能な限り簡潔を心がけるが必要な限り再掲することとする。また、本稿で用いられている表現が前稿のそれと若干相違するため、表現方法を一部変更している。

(16) 本稿で新たに意味を調べた語のうち、判決文に現れる形では見出語として調べられなかったものについては、見出語にない部分を山括弧で囲む。なお、意味として示すのは、見出語のそれである。すなわち、「軽視〈できない〉」という場合、辞典の見出語として調べられたものは「軽視」であり、本文中コロン以下には「軽視」の意味が記載される。以下も同様である。

(17) 【三三九】の一例のみである。

(18) 前稿六一頁及び注一〇を参照されたい。

(19) 前稿七五一七八頁に添付した付録のもととなつたデータをもとに計算した。本稿についても同様である。

(20) 被害額の表記については、判決文全体を読み、犯罪事実の記載に現れた被害額の一つ一つ合計するなどして、可能な限り一円単位まで明らかにするように努めた。また、事件により実際の被害が外貨による場合〔三一三〕や、被害品として絵画のような美術品が問題とされる場合〔九四〕のように、被害金額を具体的な数字として確定するために、為替相場の時点や、鑑定評価金額の基準に幾つかの可能性がある場合についても、判決文自体に表記された日本円換算での評価を参照し

た。

- (21) 前稿六三頁参照。
- (22) ただし、【三六四】の事例は百貨店従業員らによる医療機器の商社金融取引の形態を悪用した架空取引詐欺であり、特に例外的に悪質な事例であるとは考え難い。
- (23) 興味深いものとしては、【三七八】が一〇億円という被害金額について、「一般的の給与所得者からみれば非常に莫大だが、被害者被告人にとっては比較的容易に動かすことができる額」と形容していることがある。
- (24) 前稿六三頁参照。
- (25) 「高価」一例（【一八三】）も含めた。
- (26) 「相當に多い」一例（【一三八】）も含めた。
- (27) 窃盗罪の場合、被害額が三百万円の場合にも「甚大」という形容を用いていた場合があった（前稿六四頁参照）。
- (28) 前稿六五頁参照。
- (29) 前稿七五一七八頁参照。
- (30) 国税庁の「民間給与実態統計調査」の、「平成二六年分調査の概要」一一'頁表八（<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2014/pdf/001.pdf>）及び「平成九年分調査の概要」第六表（<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan1997/menu/03.htm>）を参照した。
- (31) これは、同種前科のある被告人による、タクシーの無賃乗車の事案に関するものである。
- (32) 前稿六六頁参照。
- (33) 前稿六六頁参照。
- (34) 前稿六六頁参照。

(35) 前稿六六頁参照。

(36) 前稿六六頁参照。

(37) 前稿六六一六七頁参照。

(38) 例えば、原田國男『量刑判断の実際』（第三版）二〇〇八年八一九頁を参照のこと。

(39) 横領罪による被害額のみを明らかにするため、横領と詐欺の両方による被害額を含む場合を除外した。

(40) 本稿で検討対象にできた横領罪の事例は、額の小さいものについて例が乏しい。【一〇四】に次いで額が小さいのは、「かなり多額」に対応する一七万一〇〇〇円であり、しかも幾つかの表現を挟んで、額の小ささを形容する表現が次に現れるのは、「さほど大きくない」に対応する六七万四〇〇〇円（【一〇】）であったことから、本文のように判断したい。

<付録> 検討対象形容表現一覧

- ・「判決文番号」中の矢印は上訴関係を示す。例えば「1→2」の場合1は2の控訴審判決であることを示す。
- ・「事件番号」が一つの判決文中複数付されている場合、その一つを代表として示し、末尾に「他」を付す。
- ・「罪名」は「被害額を形容する表現」の項目で問題となっている犯罪の罪名である。なお、参考のために検討対象以外の罪名を含む事件が問題である場合、末尾に「他」を付した。
- ・「罪名」の末尾に「他」とある場合でも、「被害額を形容する表現」で問題となっているのは、検討対象のいざれかの犯罪に限定される。横領と詐欺の被害が区別不能な場合にはのみ、双方の罪名を併記した。
- ・「主文の刑」には、原則として未決勾留日数の参入日数を省略した。例外として全刑期に満ちるまで参入し、実質的に服役しない場合については、「未決勾留日数を全参入」と記載した。

判決文番号	裁判所	裁判所	事件番号	罪名	被害額を形容する表現	被害額	主文の刑
1	H25.8.28	岡山地裁	H24(わ)736	他	業務上横領他 巨額	907,624,913	懲役14年
1	H25.8.28	岡山地裁	H24(わ)736	他	業務上横領他 莫大	907,624,913	懲役14年
2	H25.7.9	東京地裁	H25(刑わ)227		業務上横領他 多額	12,700,000	懲役2年6ヶ月+愛造私文書没収
3→5	H24.5.15	東京高裁	H24(わ)403		業務上横領他 多額	9,300,000	控訴棄却(原審懲役3年)
4	H24.1.30	さいたま地裁	H23(わ)649	他	業務上横領他 極めて多額	49,000,000	懲役3年6ヶ月
5	H24.1.26	さいたま地裁	H23(わ)1410		業務上横領他 非常に高額	9,306,438	懲役3年
6	H22.1.8	大阪地裁	H21(わ)11		業務上横領他 多額	315,000,000	懲役3年
7	H21.8.26	大阪地裁	H20(わ)328		業務上横領他 非常に高額	330,000,000	懲役3年6ヶ月
8	H21.3.24	広島地裁福山支部	H18(わ)332	他	業務上横領 多額	37,943,877	懲役1年10ヶ月
9	H21.3.30	大阪地裁	H17(わ)4247		業務上横領 極めて多額	385,801,499	懲役5年
10	H20.8.19	大阪地裁	H20(わ)297		業務上横領他 多額	12,355,203	懲役3年執行猶予5年
11	H20.3.11	千葉地裁木更津支部	H20(わ)37		決して少額とはいえない 業務上横領	240,000	懲役1年執行猶予3年
12	H20.3.7	大阪地裁	H19(わ)27		業務上横領 実に多額	372,871,430	懲役9年
13	H20.1.21	札幌地裁	H18(わ)308		業務上横領他 多額(判示第1の3)	3,810,765	懲役4年6ヶ月
13	H20.1.21	札幌地裁	H18(わ)308		業務上横領他 多額(判示第2)	7,988,765	懲役4年6ヶ月
14	H19.9.28	東京地裁	H17(刑わ)4888	他	業務上横領他 大金	34,000,000	懲役7年
15	H19.4.24	函館地裁	H19(わ)15		個人を被害者とする犯行としては少額ない金額	500,106	懲役3年

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

15	H19.4.24	函館地裁	H19(わ)15	詐欺	個人を被害者とする犯行としては少くない金額	1,500,000円	懲役3年
16	H19.2.5	東京地裁	H18(刑わ)30.50	業務上横領	甚大に多額	41,964,000円	懲役2年10月
17	H18.10.25	秋田地裁	H18(わ)15.36	業務上横領	非常に多額	18,158,956円	懲役2年
18	H18.10.25	福島地裁	H17(わ)261他	業務上横領	極めて多額	15,000,000円	懲役3年執行猶予5年
19	H18.10.11	甲府地裁	H15(わ)400他	業務上横領他	多額	24,120,000円	死刑
20	H18.6.30	神戸地裁	H18(わ)531	業務上横領	さほど大きくない	674,000円	懲役1年執行猶予3年
21	H18.4.26	札幌地裁	H17(わ)1194	業務上横領他	多額	25,000,000円	無期懲役
22	H17.10.6	東京高裁	H16(う)117	業務上横領	巨額	83,775,525円	控訴棄却(原審懲役6年)
22	H17.10.6	東京高裁	H16(う)1717	業務上横領	莫大	83,775,525円	控訴棄却(原審懲役6年)
23	H17.7.20	東京地裁	H16(刑わ)3329他	業務上横領他	多額	30,000,000円	懲役3年執行猶予5年
24	H17.7.5	東京地裁	H16(刑わ)1139他	業務上横領他	巨額	382,771,652円	懲役8年
25	H17.5.31	東京地裁	H16(刑わ)1835他	業務上横領他	多額	30,000,000円	懲役3年執行猶予5年
26	H17.5.2	大阪地裁	H16(わ)6123他	業務上横領他	多額	247,270,030円	懲役3年6月+罰金200万円(減罰)
27~34	H17.2.24	東京高裁	H16(う)22900	業務上横領詐欺	巨額	110,000,000円	控訴棄却(原審懲役11年)
28	H17.2.2	千葉地裁	H16(わ)1889他	業務上横領他	巨額	1,087,927,208円	懲役5年+罰金900万円
29	H17.1.19	東京地裁	H13(刑わ)1910他	業務上横領他	巨額	9,300,000,000円	懲役6年
30	H16.12.8	千葉地裁	H14(わ)551	業務上横領	巨額	200,000,000円	懲役3年
31	H16.11.24	静岡地裁	H16(わ)472	業務上横領	多額	8,000,000円	懲役3年執行猶予4年
32	H16.11.4	東京地裁	H15(刑わ)4708他	業務上横領	多額	129,114,350円	懲役5年
33	H16.10.19	神戸地裁	H16(わ)635	業務上横領	多額	8,800,000円	懲役2年2月
34	H16.9.28	東京地裁	H15(刑わ)4219他	詐欺	非常に高額	110,000,000円	懲役11年
34	H16.9.28	東京地裁	H15(刑わ)4219他	業務上横領	巨額	2,813,430,985円	懲役11年
34	H16.9.28	東京地裁	H15(刑わ)4219他	詐欺	非常に高額	715,575円	懲役11年
35	H16.9.16	甲府地裁	H16(わ)4219他	横領他	非常に高額	24,120,000円	懲役15年
36	H16.7.27	広島地裁	H16(わ)296他	詐欺	高額	42,766,050円	懲役3年執行猶予4年
36	H16.7.27	広島地裁	H16(わ)296他	業務上横領	高額	10,301,507円	懲役3年執行猶予4年
37	H16.5.17	東京地裁	H15(刑わ)4219	業務上横領	巨額	2,813,430,985円	懲役3年6月
38	H16.3.26	東京地裁	H13(刑わ)4038	業務上横領	極めて多額	837,775,525円	懲役6年
39	H16.1.26	東京地裁	H13(刑わ)3033他	業務上横領他	多額	87,844,985円	懲役5年
40	H15.12.24	東京地裁	H15(刑わ)3441他	業務上横領	多額	38,849,311円	懲役4年
41	H15.12.10	前橋地裁	H15(わ)410	業務上横領	高額	80,460,000円	懲役4年

42	H15.11.4	東京地裁	H15(刑わ)1801他	業務上・横領	多額		135,129,983	懲役4年6月
43	H15.10.31	水戸地裁	H15(刑)557	業務上・横領	巨額		500,000,000	懲役6年
44	H15.10.23	神戸地裁	H15(わ)465	業務上・横領	多額		98,600,000	懲役3年執行猶予5年
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		2,000,000	懲役5年6月
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		5,000,000	懲役5年6月
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		17,050,000	懲役5年6月
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		7,540,000	懲役5年6月
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		6,160,000	懲役5年6月
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		9,900,000	懲役5年6月
45	H15.9.30	大阪地裁	H12(わ)478他	業務上・横領	多額		6,070,863	懲役5年6月
46	H15.9.25	広島高裁	H15(う)46	業務上・横領	多額		15,570,000	控訴棄却(原審懲役3年執行猶予4年)
47	H15.8.11	東京高裁	H14(う)2812	業務上・横領	高額		701,250,000	控訴棄却(原審懲役1年・罰金600万円)
48	H15.7.23	東京高裁	H14(う)2826	業務上・横領	極めて多額		830,000,000	懲役2年6月(原審懲役3年6月)
49	H15.7.11	横浜地裁	H15(わ)729	業務上・横領	相当に大きい		30,000,000	懲役2年6月執行猶予4年
50	H15.7.3	長野地裁	H15(わ)107	業務上・横領	高額		8,160,000	懲役2年
51	H15.6.25	東京高裁	H15(う)188	業務上・横領	極めて多額		502,758,000	控訴棄却(原審懲役3年)
52	H15.6.2	福岡地裁小倉支部	H12(わ)1078他	横領・詐欺	多額		732,000	無期懲役
52	H15.6.2	福岡地裁小倉支部	H12(わ)1078他	詐欺	多額		4,500,000	無期懲役
53	H15.5.30	前橋地裁	H15(わ)185	業務上・横領	少額とはいえず		475,000	懲役1年執行猶予3年
54	H15.5.23	青森地裁	H14(わ)230他	横領	多額		70,000,000	懲役6年
55	H15.5.1	千葉地裁	H14(わ)2065他	業務上・横領	大金		247,200,000	懲役4年6月
56	H15.3.24	奈良地裁	H14(わ)125	業務上・横領、詐欺	膨大		199,988,991	懲役6年4月
57	H15.1.29	岡山地裁	H14(わ)127	業務上・横領	極めて多額		90,700,000	懲役3年
58	H15.1.16	仙台地裁	H14(わ)258	業務上・横領	極めて多額		50,000,000	懲役5年
59	H14.12.12	青森地裁	H14(わ)1他	業務上・横領	巨額		1,446,164,488	懲役14年
60	H14.11.22	東京地裁	H13(刑わ)4021	業務上・横領	例をみないほど極めて多額		500,000,000	懲役3年
61	H14.10.22	東京地裁	H13(刑わ)4038他	業務上・横領	極めて多額		83,775,535	懲役3年6月
62	H14.9.12	東京地裁	H11(刑わ)3605他	業務上・横領	多額		701,250,000	懲役7年+罰金6000万円
63	H14.9.4	名古屋地裁	H10(わ)2365他	業務上・横領	多額		103,000,000	懲役6年+罰金5億円
64	H14.7.23	千葉地裁	H13(刑わ)2639他	業務上・横領	高額		27,186,618	懲役2年10月+退職28万9620円
65	H14.7.22	東京地裁	H13(刑わ)3412他	業務上・横領	極めて多額		37,840,000	懲役2年執行猶予4年

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

66	H14.7.12	東京地裁	H13(刑わ)3528	業務上横領	極めて多額	42,230,000円	懲役2年執行猶予4年	
67	H14.6.17	千葉地裁	H14(刑)277	業務上横領 詐欺他	極めて重大	83,915,524円	懲役4年6月	
68	H14.6.10	前橋地裁	H14(刑)165	業務上横領	多額	17,468,408円	懲役2年	
69	H14.3.26	神戸地裁	H12(わ)669	他	横領他	少なくない	700,000円	
70	H14.3.18	札幌地裁	H12(わ)249	他	業務上横領 詐欺	多額	88,000,000円	
71	H14.3.6	さいたま地裁	H13(刑)1560	業務上横領	多額	21,009,600円	懲役3年6月	
72~88	H13.11.5	最高裁(ニ小)	H8(あ)267	業務上横領他	高額	1,175,000,000円	懲役3年+罰金7000万円	
73	H13.2.15	東京高裁	H11(う)1847	業務上横領他	巨額	2,408,841,372円	控訴棄却(原審懲役9年)	
74	H12.9.14	東京地裁	H11(刑わ)3506	業務上横領	大きい	15,674,500円	懲役1年2月執行猶予3年	
75	H11.12.14	東京地裁	H11(刑わ)1816	他	業務上横領他	相当多額	127,449,852円	
76	H11.9.9	大阪地裁	H8(わ)2717	他	業務上横領他	多額	1,000,000,000円	
77	H11.3.30	東京地裁	H10(刑わ)1777	他	業務上横領	極めて巨額	4,770,000,000円	
78	H11.2.9	東京地裁	H10(刑わ)2119	他	横領他	高額	4,060,000円	
78	H11.2.9	東京地裁	H10(刑わ)2119	他	詐欺他	高額	4,000,000円	
79	H10.7.10	横浜地裁相模原支部	H9(わ)85	業務上横領	多額	37,303,924円	懲役2年	
80	H10.1.20	福岡高裁	H8(う)263	業務上横領他	多額	17,938,895円	被棄白判(懲役3年6月)	
81	H9.12.8	名古屋地裁	H8(わ)1894	他	業務上横領	極めて多額	88,693,678円	
82	H9.8.8	東京地裁	H8(刑わ)2715	他	業務上横領他	巨額	449,410,000円	
82	H9.8.8	東京地裁	H8(刑わ)2715	他	詐欺他	多額	26,600,000円	
83	H9.6.25	東京地裁	H8(刑わ)1942	業務上横領	多額	550,000,000円	懲役4年	
84	H9.3.17	東京地裁	H3(刑わ)961	他	業務上横領他	正に巨額	903,150,000円	
85	H8.11.11	東京地裁	H8(刑)466	業務上横領	相当高額	1,715,000円	懲役2年6月	
86	H8.6.6	福岡地裁久留米支部	H7(刑わ)2501	他	業務上横領 詐欺	多額	160,000,000円	
87	H8.5.8	東京地裁	H6(う)134	業務上横領他	多額	17,938,895円	懲役2年6月	
88	H8.2.6	東京高裁	H6(う)1301	業務上横領他	多額	1,175,000,000円	被棄白判(懲役3年+罰金7000万円)	
89	H7.5.11	東京地裁	H6(刑わ)419	横領	極めて多額	202,202,844円	懲役2年執行猶予3年	
90	H7.3.24	東京地裁	H5(刑わ)1531	業務上横領	巨額	3,730,793,619円	懲役6年	
91	H7.2.15	東京地裁	H6(刑わ)2162	業務上横領	多額	112,945,518円	懲役4年6月	
91	H7.2.15	東京地裁	H6(刑わ)2162	詐欺	多額	22,254,113円	懲役4年6月	
92	H6.12.19	名古屋高裁	H6(う)221	業務上横領	高額	156,000,000円	被棄白判(懲役3年6月)	
93	H6.12.5	大阪地裁	H5(わ)4015	他	業務上横領他	高額	553,877,845円	懲役5年6月

94	H6.6.22	東京地裁	H2(刑わ)527 他	業務上・横領、詐欺 巨額		775,428,297 懲役 2年 6月	
95	H6.3.7	東京地裁	H2(刑わ)1989	業務上・横領 多額		101,535,000 懲役 1年 6月 執行猶予 3年	
96	H5.12.24	東京地裁	H2(刑わ)447	業務上・横領、詐欺他 多額		108,743,281 懲役 3年 6月	
97	H5.12.21	東京地裁	H3(刑わ)2142	業務上・横領 多額		27,162,020 懲役 2年 6月	
98	H5.7.14	福岡地裁	H5(わ)79	業務上・横領他 多額		12,494,911 懲役 3年 執行猶予 5年	
99	H4.8.28	東京地裁	H4(刑わ)1037	業務上・横領 まことに巨額		103,360,000 懲役 5年	
100	H4.1.22	東京地裁	H1(刑わ)2356 他	業務上・横領 懲めて多額		73,307,121 懲役 3年 執行猶予 4年	
101	H3.12.18	東京地裁	H3(刑わ)1015 他	業務上・横領、詐欺 多額		3,200,000 懲役 2年	
102	H3.12.18	東京地裁	H2(刑わ)2253 他	業務上・横領他 多額		14,418,700 懲役 9年	
103	H3.12.6	東京地裁	H3(刑わ)1536	業務上・横領 かなり多額		171,000 懲役 1年 2月 執行猶予 3年	
104	H3.10.25	東京地裁	H3(刑わ)1683 他	業務上・横領 比較的少額		20,340 懲役 3年	
105	H1.11.7	東京地裁	S83(刑わ)3368 他	業務上・横領、詐欺他 多額		10,800,000 懲役 2年 4月	
106	H1.7.17	東京地裁	H1(刑わ)776 他	業務上・横領 高額		11,481,217 懲役 1年 10月	
107	H1.3.15	東京地裁	S83(刑わ)506	横領 少なくない		2,120,000 懲役 1年 4月 執行猶予 3年	
108	H1.3.1	東京地裁	S83(刑わ)2376	業務上・横領 多額		15,000,000 懲役 2年 6月 執行猶予 4年	
109	H25.12.18	東京地裁	H24(刑わ)1559 他	詐欺他 大額		24,819,005,594 懲役 15年	
110	H25.12.12	神戸地裁	H25(わ)72	詐欺		16,000,000 懲役 5年	
111	H25.7.12	神戸地裁	H24(わ)524 他	詐欺		5,000,000 懲役 2年 執行猶予 3年	
112	H25.7.9	神戸地裁	H25(わ)896	詐欺		16,758,798 懲役 3年 6月	
113	H25.6.10	さいたま地裁	H23(わ)71 他	詐欺他 多額		48,969,160 懲役 4年	
114	H24.10.5	神戸地裁	H23(わ)653	詐欺	かなり大きい	4,161,941 懲役 3年 6月	
115-141	H24.3.29	東京地裁	H21(う)1786	詐欺	相当高額	484,000,000 控訴棄却(原審懲役 3年 執行猶予 5年)	
116	H24.2.29	東京地裁	H22(刑わ)2294	詐欺	少なくない	9,610 懲役 1年 8月	
117	H23.7.20	さいたま地裁	H22(わ)881	詐欺他	多額	8,000,000 捕明懲役	
118	H23.6.22	東京地裁	H22(刑わ)3122 他	詐欺	大金	3,000,000 懲役 2年 執行猶予 3年	
119	H23.4.26	東京高裁	H23(う)17	詐欺	巨額	166,700,000 破棄自判(主文記載なし)	
120-128	H22.8.4	東京高裁	H21(う)1556	詐欺	多額	3,000,000 控訴棄却(原審懲役 6年)	
120-128	H22.8.4	東京高裁	H21(う)1856	詐欺	多額	60,000,000 控訴棄却(原審懲役 6年)	
121	H22.3.12	東京地裁	H21(刑わ)3259 他	詐欺	大きいとはいえない	5,000 懲役 2年 執行猶予 4年	
121	H22.3.12	東京地裁	H21(刑わ)3259 他	詐欺	3,000 懲役 2年 執行猶予 4年		
122	H21.9.14	東京地裁	H20(刑わ)2009 他	詐欺他	他に類を見ないほど巨額	37,100,000,000 懲役 15年 +罰金 500万円	

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

123	H21.7.16	東京地裁	H19(刑わ)2326 他	詐欺	相当高額		484,000,000	懲役 3 年
124	H21.7.16	東京地裁	H19(刑わ)2326 他	詐欺	多額	50,000,000	懲役 3 年	
125	H21.5.26	札幌高裁	H20(う)271	詐欺他	少なぐない	210,000	控訴棄却(原審懲役 2 年)	
126	H21.5.11	大阪地裁	H20(う)6505	詐欺	世間的にみれば大金	500,000,000	懲役 3 年執行猶予 5 年	
127	H21.2.25	仙台地裁	H20(う)707	詐欺他	多額	4,372,558	懲役 3 年執行猶予 4 年	
128	H21.2.23	東京地裁	H19(刑わ)994	詐欺	巨額	360,000,000	懲役 6 年	
129	H20.11.17	広島高裁	H19(う)82	詐欺	多額	21,100,000	被棄自判(懲役 1 年 6 ヶ月執行猶予 3 年)	
130~138	H20.7.14	高松高裁	H20(う)98	詐欺	多額	33,350,000	被棄自判(懲役 1 年 2 ヶ月)	
131	H20.6.25	札幌地裁	H20(う)207	詐欺他	未曾有の巨額	206,035,835	懲役 3 年	
132	H20.5.22	松山地裁	H19(う)282	詐欺	多額	16,600,000	懲役 3 年	
133	H20.4.17	大阪地裁	H19(う)307	詐欺他	少額	6,000	懲役 2 年 + 剽金 100 万円	
134	H20.3.25	東京地裁	H18(刑わ)2071	詐欺	はなはだ多い	414,095,000	懲役 3 年執行猶予 5 年	
135	H20.3.19	札幌地裁	H19(う)1954	詐欺他	多額	39,269,453	懲役 4 年	
136	H20.3.18	東京地裁	H18(刑わ)745 他	詐欺他	多額	23,653,022	無期懲役	
137	H20.3.11	大阪地裁	H17(う)3116	詐欺他	巨額	1,098,182,576	懲役 5 年	
138	H20.2.29	高知地裁	H19(う)205	詐欺	相当に多い	33,350,000	懲役 1 年 6 ヶ月	
139	H20.1.10	佐賀地裁	H15(う)77	詐欺他	比較的少額	303,160	懲役 10 ヶ月執行猶予 2 年 + 没収	
140	H19.11.30	大阪地裁	H17(う)356 他	詐欺他	非常に多額	24,939,999	懲役 5 年 + 剽金 200 万円	
141	H19.10.31	東京高裁	H19(う)2054	詐欺	多額	1,180,000	被棄原審懲役 3 年	
142~170	H19.10.16	広島高裁	H17(う)115	詐欺	非常に多額	60,000,000	控訴棄却(原審死刑)	
142~170	H19.10.16	広島高裁	H17(う)115	詐欺	多額	10,409,000	控訴棄却(原審死刑)	
143	H19.10.10	東京地裁	H18(刑わ)745 他	詐欺	多額	23,653,022	懲役 25 年	
144	H19.8.30	神戸地裁	H19(う)123	詐欺	相当な高額	47,000,000	懲役 4 年	
145	H19.8.10	東京地裁	H18(刑わ)2068 他	詐欺他	多額	225,000,000	懲役 3 年執行猶予 5 年	
146	H19.1.23	福岡高裁宮崎支部	H15(う)82	詐欺他	多額	11,150,000	控訴棄却(原審死刑)	
147	H19.1.15	東京地裁	H18(刑わ)698 他	詐欺他	極めて高額	92,000,000	懲役 9 年	
147	H19.1.15	東京地裁	H18(刑わ)698 他	詐欺他	極めて高額	135,000,000	懲役 9 年	
147	H19.1.15	東京地裁	H18(刑わ)698 他	詐欺他	多額	500,000	懲役 9 年	
147	H19.1.15	東京地裁	H18(刑わ)698 他	詐欺他	多額	18,500,000	懲役 9 年	
148	H19.1.12	札幌地裁	H18(う)173	詐欺	多額	20,262,265	懲役 3 年執行猶予 4 年	
149	H18.11.2	大阪高裁	H18(う)821	詐欺他	巨額	31,858,000	被棄自判(懲役 1 年 2 ヶ月 + 剽金 100 万円)	

150	H18.10.31	広島高裁	H18(5)1113	訴敗	この種の事犯としては少くない	46,867 破棄自判(懲役 2 年 6 月)
151	H18.7.18	大阪地裁	H18(4)299	訴敗他	多額	45,102,768 懲役 3 年 6 月 + 没収
152	H18.6.13	東京高裁	H18(4)374	訴敗他	多額	4,420,000 控訴棄却(原審懲役 3 年 6 月)
153	H18.3.8	神戸地裁	H17(4)1801	訴敗他	相当の多額	5,600,000 懲役 2 年 + 没収
154	H18.2.24	青森地裁	H17(4)201	訴敗他	多額	8,800,000 懲役 16 年
155	H18.2.17	青森地裁	H16(4)259	訴敗他	多額	4,500,000 無期懲役
155	H18.2.17	青森地裁	H16(4)239	訴敗他	多額	34,300,000 無期懲役
155	H18.2.17	青森地裁	H16(4)239	訴敗他	多額	3,000,000 無期懲役
156	H17.12.27	東京地裁八王子支部	H17(4)2170	訴敗	多額	10,400,000 懲役 2 年 6 月
157	H17.11.2	東京地裁	H17(4)3368	訴敗他	多額	504,000 懲役 2 年
157	H17.11.2	東京地裁	H17(4)3368	訴敗他	多額	400,000 懲役 2 年
158	H17.11.2	東京地裁	H17(4)3005	訴敗他	多額	500,000 懲役 2 年
158	H17.11.2	東京地裁	H17(4)3005	訴敗他	多額	1,403,115 懲役 2 年
159	H17.10.28	東京地裁	H17(4)3008	訴敗他	多額	218,205 懲役 2 年
159	H17.10.28	東京地裁	H17(4)3008	訴敗他	多額	956,970 懲役 2 年
160	H17.10.26	東京地裁	H17(4)2809	訴敗	多額	57,046,500 懲役 2 年 執行猶予 3 年
161	H17.9.16	東京高裁	H17(4)1805	訴敗	高額	7,750,000 破棄自判(懲役 8 年)
162	H17.8.29	大阪地裁	H14(4)330	訴敗他	非常に高額	612,573,626 懲役 5 年 + 没収
163	H17.8.2	東京高裁	H17(4)346	訴敗他	多額	24,300,000 破棄自判(懲役 1 年 8 月 執行猶予 4 年)
164	H17.7.21	松山地裁	H16(4)650	訴敗他	多額	4,852,680 懲役 15 年 + 没収
165	H17.7.6	東京地裁	H17(4)6760	訴敗	多額	2,100,400 懲役 2 年 6 月 執行猶予 4 年
165	H17.7.6	東京地裁	H17(4)6760	訴敗	多額	6,174,105 懲役 2 年 6 月 執行猶予 4 年
166	H17.7.1	東京地裁	H16(4)2498	訴敗	甚大	1,011,771,222 懲役 8 年
167	H17.6.23	神戸地裁	H16(4)1993	訴敗他	かなりの多額	48,139,424 懲役 2 年
168	H17.6.17	大阪地裁	H16(4)2990	訴敗他	巨額	961,816,838 懲役 3 年 執行猶予 5 年
169	H17.5.30	大阪地裁	H16(4)2521	訴敗	多額	638,156,013 懲役 3 年 6 月
170	H17.4.27	広島地裁	H14(4)46	訴敗他	多額	60,000,000 死刑 + 没収
170	H17.4.27	広島地裁	H14(4)46	訴敗他	多額	10,409,000 死刑 + 没収
170	H17.4.27	広島地裁	H14(4)46	訴敗他	決して少くない	2,983,365 死刑 + 没収
171	H17.4.22	さいたま地裁	H15(4)2170	訴敗他	多額	48,000,000 無期懲役
171	H17.4.22	さいたま地裁	H15(4)2170	訴敗他	多額	36,000,000 無期懲役

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

172	H17.4.21	仙台地裁	H16(う)717他	詐欺他	多額		250,000	懲役 1年 10月 + 遣微
172	H17.4.21	仙台地裁	H16(う)717他	詐欺他	多額	217,759	懲役 1年 10月 + 遣微	
173	H17.4.13	東京地裁	H16(刑わ)431他	詐欺	多額	82,790,000	懲役 5年	
174	H17.3.16	釧路地裁北見支部	H17(う)22他	詐欺他	多額とはいえない	155,250	懲役 2年執行猶予 3年 + 償金100万円	
175	H17.2.18	東京地裁	H16(刑わ)3762他	詐欺他	多額	4,145,000	懲役 3年執行猶予 5年 + 償金 200万円	
176	H17.1.28	名古屋高裁	H16(う)479	詐欺	多額	17,000,000	控訴棄却(原審懲役 1年 4月)	
177	H17.1.24	東京地裁	H16(刑わ)732	詐欺	非常に高額	110,000,000	懲役 4年	
178	H17.1.19	大阪地裁	H16(う)3553	詐欺	巨額	961,816,838	懲役 2年執行猶予 4年	
178	H17.1.19	大阪地裁	H16(う)3553	詐欺	多額	40,000,000	懲役 2年執行猶予 4年	
179	H17.1.11	東京地裁	H15(刑わ)2591	詐欺	多額	145,000,000	懲役 5年	
180	H17.1.7	仙台地裁	H16(う)708	詐欺他	多い	1,620,500	懲役 2年執行猶予 3年	
181~187	H16.12.21	大阪高裁	H16(う)405	詐欺他	多額	120,390,000	控訴棄却(原審懲役 7年)	
182	H16.11.19	最高裁(二小)	H12(あ)1634	詐欺他	多額	50,140,000	上告棄却(原審死刑)	
183	H16.11.10	さいたま地裁	H15(う)2694他	詐欺他	高額	57,985,584	無期懲役	
184	H16.10.7	東京地裁	H15(特わ)312他	詐欺他	巨額	1,992,093,836	懲役 8年	
185	H16.9.1	広島地裁	H16(う)49他	詐欺他	多額	23,597,113	懲役 2年 6月執行猶予 4年	
186	H16.8.2	福岡地裁	H14(う)561他	詐欺他	高額	34,987,378	無期懲役	
186	H16.8.2	福岡地裁	H14(う)561他	詐欺他	多額	32,573,187	無期懲役	
186	H16.8.2	福岡地裁	H14(う)561他	詐欺他	多額	5,000,000	無期懲役	
187	H16.7.20	大阪地裁	H15(う)6262他	詐欺他	多額	1,700,000	懲役 7年 + 没収	
187	H16.7.20	大阪地裁	H15(う)6262他	詐欺他	巨額	80,630,000	懲役 7年 + 没収	
188	H16.4.19	東京地裁	H14(刑わ)2383他	詐欺他	高額	2,359,200	懲役 2年 6月 + 償金 80万円	
189	H16.3.26	札幌地裁岩見沢支部	H15(う)58他	詐欺他	巨額	1,324,106,335	懲役 3年執行猶予 4年	
189	H16.3.26	札幌地裁岩見沢支部	H15(う)58他	詐欺他	相当に多額	67,000,000	懲役 3年執行猶予 4年	
190	H16.3.25	大阪地裁	H13(う)6597他	詐欺	極めて多額	2,930,343,190	懲役 12年	
191	H16.3.19	神戸地裁	H14(う)1009	詐欺	多額	20,000,000	懲役 2年	
192	H16.3.12	東京地裁	H14(刑わ)1774他	詐欺	多額	16,930,000	懲役 3年執行猶予 5年	
192	H16.3.12	東京地裁	H14(刑わ)1774他	詐欺	極めて多額とまでいはいい難い	680,000	懲役 3年執行猶予 5年	
193	H16.2.12	東京地裁	H15(刑わ)2860	詐欺	多額	18,740,536	懲役 2年執行猶予 5年	
194	H16.1.27	福岡地裁久留米支部	H11(う)12他	詐欺他	多額	842,606	懲役 4年 + 償金 100万円	
195	H15.12.24	東京地裁	H15(刑わ)2222他	詐欺	多額	12,500,000	懲役 3年保護観察付執行猶予 5年	

196	H15.12.18	東京地裁	H12(刑わ)1297	訴敗	巨額		1,050,000,000円 懲役 4年 6月
197	H15.12.11	東京地裁	H15(刑わ)1957	他 訴敗他	巨額	1,992,093,836円 懲役 4年	
198	H15.12.10	東京地裁	H15(刑わ)2153	他 訴敗	巨額	38,438,100円 懲役 5年	
198	H15.12.10	東京地裁	H15(刑わ)2153	他 訴敗	巨額	37,708,100円 懲役 5年	
199	H15.11.12	東京地裁	H13(刑わ)3849	訴敗	巨額	309,000,000円 懲役 6年	
200	H15.10.28	高松高裁	H14(?)165	訴敗	多額	1,443,500,000円 控訴棄却(原審懲役 4年)	
201	H15.9.17	横浜地裁	H15(?)2978	他 訴敗他	多額	36,740,000円 懲役 3年	
202	H15.9.10	名古屋地裁	H13(?)1092	訴敗	誠に多額	140,000,000円 懲役 6年	
203	H15.8.19	神戸地裁	H14(?)1160	他 訴敗他	非常に多額	19,429,250円 懲役 3年+執行猶予 5年+没収	
204	H15.7.17	仙台地裁	H15(?)644	他 訴敗他	少なくない	1,371,216円 懲役 2年+執行猶予 3年	
205	H15.7.16	神戸地裁	H13(?)1144	他 訴敗他	多額	36,410,000円 懲役 5年+没収	
206	H15.6.30	前橋地裁	H12(?)97	他 訴敗	大きい	89,000,000円 懲役 4年	
207	H15.6.30	東京地裁	H15(刑わ)1339	他 訴敗他	多額	8,363,345円 懲役 5年+罰金 30万円+没収	
208	H15.6.18	盛岡地裁	H15(?)9	訴敗他	多額	1,408,000円 懲役 2年+執行猶予 3年	
208	H15.6.18	盛岡地裁	H15(?)9	訴敗他	多額	1,397,650円 懲役 2年+執行猶予 3年	
209	H15.6.17	大阪地裁	H14(?)783	訴敗他	多額	33,178,363円 懲役 3年 10月	
210	H15.5.15	仙台高裁	H14(?)160	訴敗	決して少なくない	480,000円 控訴棄却(原審懲役 2年 6月)	
211	H15.5.14	神戸地裁	H13(?)1003	訴敗	多額	6,552,670円 懲役 1年 10月]	
212	H15.5.6	東京地裁	H14(刑わ)410	他 訴敗	非常に高額	123,500,000円 懲役 6年	
213	H15.5.2	東京高裁	H13(?)1298	訴敗	高額	406,800,000円 被棄自判(懲役 2年 6月)	
214	H15.4.24	名古屋地裁	H13(?)1444	他 訴敗他	多額	95,000,000円 懲役 4年	
215	H15.4.23	福岡地裁小倉支部	H14(?)117	他 訴敗他	大きい	116,730,844円 懲役 4年+没収	
216	H15.4.17	福岡地裁	H14(?)1669	他 訴敗	巨額	136,597,900円 懲役 3年+執行猶予 3年	
217	H15.3.18	神戸地裁	H14(?)1151	他 訴敗他	決して少なくない	100,000円 懲役 1年 6月	
218	H15.3.10	横浜地裁	H13(?)2594	他 訴敗	極めて多額	1,475,820,350円 懲役 9年	
219	H15.3.5	長崎地裁	H14(?)223	他 訴敗	極めて多額	377,191,782円 懲役 3年+執行猶予 3年	
220	H15.2.27	広島高裁	H14(?)39	訴敗他	多額	27,420,000円 控訴棄却(原審懲役 6年)	
221	H15.2.17	神戸地裁	H13(?)950	他 訴敗他	高額	56,412,313円 懲役 3年保護観察+執行猶予 5年+没収	
222	H15.1.29	東京高裁	H14(?)439	訴敗	少ない	5,100円 被棄自判(懲役 10月)	
223	H15.1.29	神戸地裁	H14(?)868	訴敗	比較的少額	1,200円 懲役 1年 6月	
224	H15.1.20	東京地裁	H12(刑わ)2979	他 訴敗他	巨額	10,000,000,000円 懲役 10年+罰金 1000万円	

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

225	H15.1.16	徳島地裁	H14(5)85他	詐欺	多額	31.11.2.258 懲役2年6月執行猶予3年
226	H14.12.18	神戸地裁	H14(5)798	詐欺他	軽微とはいえない	82,800 懲役2年6月+没収
227	H14.12.16	名古屋高裁	H14(5)201	詐欺他	極めて高額	144,765,394 破産自判(懲役12年)
228	H14.12.16	大阪地裁	H13(5)7245	詐欺	多額	617,559,580 懲役3年執行猶予5年
229	H14.12.5	甲府地裁	H12(5)195他	詐欺他	多額	39,200,000 無期懲役+没収
230	H14.11.22	神戸地裁	H14(5)558	詐欺	膨大	195,637,390 懲役2年執行猶予5年
231	H14.11.20	神戸地裁	H13(5)1219	詐欺	大きい	10,000,000 懲役3年執行猶予5年
232~245	H14.10.30	東京高裁	H14(5)1668	詐欺	巨額	422,138,761 指訴棄却(原審懲役2年)
232~245	H14.10.30	東京地裁	H14(5)1668	詐欺	極めて多額	40,000,000 指訴棄却(原審懲役2年)
233	H14.10.29	宇都宮地裁	H14(5)14	詐欺他	多額	1,700,000 懲役16年
234	H14.10.10	大阪地裁	H13(5)6597他	詐欺	少ない	1,000,000 懲役3年
234	H14.10.10	大阪地裁	H13(5)6597他	詐欺	極めて多額	2,930,343,190 懲役3年
235	H14.10.1	さいたま地裁	H12(5)529	詐欺他	多額	302,358,809 死刑
236	H14.9.20	東京地裁	H12(刑わ)4101他	詐欺他	少額とはいえない	260,000 懲役2年執行猶予3年
237	H14.9.11	神戸地裁	H14(5)83	詐欺	少ない額ではない	372,000 懲役1年4月
238	H14.7.19	東京地裁	H10(刑わ)3244他	詐欺他	多額	39,000,000 懲役7年6月+没収
239	H14.7.3	津地裁	H14(5)62他	詐欺他	多額	1,000,000 懲役15年
240	H14.5.29	仙台地裁	H13(5)573他	詐欺他	極めて多額	130,963,412 無期懲役
241	H14.5.28	東京地裁	H13(刑わ)2394	詐欺	多額	12,800,000 懲役2年6月執行猶予5年
242	H14.5.14	神戸地裁	H14(5)63	詐欺他	多額	1,500,000 懲役1年6月執行猶予3年
243	H14.5.13	大阪地裁	H12(5)3053他	詐欺他	巨額	5,722,719,765 懲役7年
244	H14.5.9	仙台高裁	H13(5)207	詐欺	多額	21,700,000 指訴棄却(原審懲役3年6月)
245	H14.5.8	東京地裁	H13(刑わ)2917	詐欺	多額	42,158,761 懲役2年
246	H14.5.2	福岡地裁	H13(5)552	詐欺	多額	30,000,000 懲役2年6月
247	H14.4.26	相模原地裁	H13(5)675他	詐欺他	多い	6,000,000 懲役9年+罰金1000万円
248	H14.4.12	東京地裁	H12(刑わ)3701他	詐欺	多額	6,600,000 懲役3年
248	H14.4.12	東京地裁	H12(刑わ)3701他	詐欺	多額	6,000,000 懲役3年
248	H14.4.12	東京地裁	H12(刑わ)3701他	詐欺	多額	1,300,000 懲役3年
249	H14.3.29	東京地裁	H13(刑わ)840	詐欺	巨額	13,900,000 懲役3年
250	H14.3.28	東京地裁	H13(刑わ)2820	詐欺	まれにみる多額	506,657,550 懲役7年6月
						900,000,000 懲役9年

250	H14.3.28	東京地裁	H13(刑わ)2820	訴敗	多額		9,000,000	懲役 9 年
251	H14.3.25	高知地裁	H13(刑わ)81	他	訴敗	巨額	1,443,500,000	懲役 4 年
252	H14.3.18	さいたま地裁	H11(刑わ)424	他	訴敗	多額	30,340,000	無期懲役
253	H14.3.6	岡山地裁	H13(刑わ)481	他	訴敗	相当多額	15,975,000	懲役 4 年
253	H14.3.6	岡山地裁	H13(刑わ)481	他	訴敗	相当多額	14,975,000	懲役 4 年
253	H14.3.6	岡山地裁	H13(刑わ)481	他	訴敗	相当多額	14,850,000	懲役 4 年
254	H14.2.25	東京地裁	H9(刑わ)270		訴敗	巨額	665,549,520	懲役 8 年
254	H14.2.25	東京地裁	H9(刑わ)270		訴敗	多額	19,000,000	懲役 8 年
255	H14.2.22	東京地裁	H13(刑わ)1758		訴敗	多額	106,000,000	懲役 3 年執行猶予 5 年
256	H14.2.15	仙戸地裁	H13(刑わ)550		訴敗	多額	11,713,475	懲役 2 年
257	H14.2.8	東京地裁	H11(刑わ)3528		訴敗	高額	164,278,915	懲役 2 年 6 月執行猶予 5 年
258	H14.2.1	さいたま地裁	H11(刑わ)529	他	訴敗	巨額	302,358,809	懲役 15 年
259	H14.1.31	さいたま地裁	H13(刑わ)60	他	訴敗	比較的少額	9,000	懲役 6 年
260	H14.1.29	仙台高裁	H13(刑わ)68		訴敗	多額	400,000,000	控訴棄却(原審懲役 5 年)
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	11,050,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	17,330,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	2,250,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	1,250,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	12,250,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	2,500,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	1,260,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	3,580,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	7,580,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	3,250,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	2,550,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	8,920,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	8,280,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	3,300,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	5,880,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	11,110,000	懲役 4 年 6 月
261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275	他	訴敗	高額	5,580,000	懲役 4 年 6 月

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

261	H14.1.29	東京地裁	H12(刑わ)2275他 詐欺	高額 稀にみる巨額	8,830,000 懲役4年6月
262	H14.1.25	水戸地裁土浦支部	H13(4)739 詐欺他	高額 【詐欺他】	10,000,000 懲役7年
263	H14.1.25	東京地裁	H13(刑わ)2362 詐欺	高額	13,858,000 懲役3年
264	H14.1.8	神戸地裁	H13(わ)824 詐欺	相当に高額	22,000,000 懲役1年6月
265	H13.12.25	広島地裁	H12(わ)786他 詐欺他	かなりの高額	711,200 懲役5年
266	H13.12.12	高知地裁	H13(4)75他 詐欺他	巨額	499,343,152 懲役12年
266	H13.12.12	高知地裁	H13(4)75他 詐欺他	巨額	300,000,000 懲役12年
266	H13.12.12	高知地裁	H13(4)75他 詐欺他	巨額	298,952,193 懲役12年
266	H13.12.12	高知地裁	H13(4)75他 詐欺他	巨額	250,000,000 懲役12年
267	H13.11.5	横浜地裁	H13(4)1923他 詐欺他	多額	2,302,908 懲役15年+没収
268	H13.10.30	東京地裁	H13(刑わ)1707 詐欺	極めて高額	50,000,000 懲役3年8月
269	H13.10.17	広島地裁	H13(わ)377 詐欺	多額	3,307,500 懲役2年執行猶予4年
270	H13.10.12	静岡地裁浜松支部	H13(4)339 詐欺	少なくない	5,550,000 懲役2年6月執行猶予4年
271	H13.9.21	京都地裁	H12(4)531 詐欺他	高額とまではいえない	11,748 懲役10月(未決全參入)
272	H13.9.10	広島高裁松江支部	H12(4)49 詐欺他	高額	50,000,000 就業自判(懲役20年)
273	H13.8.29	名古屋地裁	H12(4)2510他 詐欺	多額	147,000,000 懲役4年
274	H13.8.21	東京地裁	H13(合わ)179 詐欺他	多額	29,943,905 懲役3年4月+没収
275	H13.7.12	東京地裁	H12(特わ)2792他 詐欺他	多額	5,400,000 懲役3年6月+罰金9000万円
276	H13.7.2	東京地裁	H12(刑わ)3102他 詐欺他	多額	1,800,000 無期懲役+没収
277	H13.5.28	東京地裁	H10(刑わ)2148他 詐欺他	多額	27,000,000 懲役12年
278	H13.5.18	東京地裁	H12(刑わ)2001他 詐欺	高額	8,280,000 懲役3年執行猶予5年
278	H13.5.18	東京地裁	H12(刑わ)2001他 詐欺	高額	8,080,000 懲役3年執行猶予5年
278	H13.5.18	東京地裁	H12(刑わ)2001他 詐欺	高額	4,580,000 懲役3年執行猶予5年
278	H13.5.18	東京地裁	H12(刑わ)2001他 詐欺	高額	6,830,000 懲役3年執行猶予5年
279	H13.5.17	東京地裁	H11(刑わ)2845他 詐欺	多額	2,700,000 懲役5年6月
280	H13.5.7	東京地裁	H9(刑わ)2990 詐欺	多額	406,800,000 懲役4年
281	H13.4.13	東京地裁	H11(刑わ)3486他 詐欺他	多額	15,095,592 懲役4年
282	H13.3.14	東京地裁	H10(刑わ)662 詐欺	株取引を巡る詐欺事件を例にとっても極額	5,502,000,000 懲役8年
283	H13.2.28	東京地裁	H12(刑わ)3020 詐欺他	多額	25,493,419 懲役1年6月
284	H12.10.20	和歌山地裁	H10(4)455他 詐欺	非常に多額	162,801,896 懲役6年
285	H12.10.17	東京地裁	H12(刑わ)2001他 詐欺	高額	1,590,000 懲役1年6月執行猶予3年

285	H12.10.17	東京地裁	H12(刑わ)2001他 訴敗	高額	2,250,000円 懲役 1年 6月 執行猶予 3年
286	H12.10.10	東京地裁	H12(刑わ)1761他 訴敗他	多額	880,000円 懲役 7年
287	H12.9.12	東京地裁	H12(刑)2186 訴敗	多額	11,600円 懲役 1年 2月
288	H12.8.24	大阪高裁	H12(つ)407 訴敗	それほど多額でない	290,000円 懲役 2年 10月 破棄自判(懲役 1年 8月)
289	H12.7.26	東京地裁	H12(刑わ)997他 訴敗他	多額	28,381,805円 懲役 2年 10月
290	H12.7.19	東京地裁	H12(刑わ)1425 訴敗	多額	5,000,000円 懲役 2年 6月
291	H12.5.31	東京地裁	H9(刑わ)329他 訴敗	甚大	177,000,000円 懲役 8年
292	H12.3.16	東京地裁	H7(刑わ)2600 訴敗他	巨額	169,000,000円 懲役 4年
293	H12.3.9	横浜地裁	H11(つ)2220 訴敗他	多額	129,200,658円 懲役 5年 6月
294	H12.2.15	東京地裁	H10(刑わ)1940他 訴敗他	極めて多額	150,000,000円 懲役 5年 6月 + 没収
295	H11.11.28	青森地裁	H8(わ)45他 訴敗	高額	47,131,800円 懲役 6年 6月
296	H11.9.29	東京地裁	H10(刑わ)2032他 訴敗他	多額	1,500,000円 懲役 4年 + 罰金 120万円
297	H11.9.24	東京地裁	H8(刑わ)2389他 訴敗	巨額	100,064,500円 懲役 4年
298	H11.7.27	東京地裁	H10(刑わ)3000 訴敗	巨額	308,400,000円 懲役 3年 8月
299	H11.3.30	東京地裁	H10(刑わ)557他 訴敗他	極めて多額	157,200,000円 懲役 2年 10月
300	H11.3.30	東京地裁	H10(刑わ)2831他 訴敗他	高額	1,400,000円 懲役 2年
301	H11.3.26	東京地裁	H9(刑わ)329他 訴敗	多額	173,000,000円 懲役 4年
302	H11.3.24	福岡高裁	H10(つ)390 訴敗他	極めて高額	280,000,000円 控訴棄却(懲役 4年 + 一部被告への減輕)
303	H11.3.11	東京地裁	H7(刑わ)459他 訴敗	巨額	208,036,000円 無期懲役 + 没収
304	H11.2.25	東京地裁	H10(刑わ)1273 訴敗	高額	2,079,257円 懲役 2年 6月
305	H11.2.12	東京地裁	H10(刑わ)1583 訴敗他	それほど高額に上るものではない	10,120円 懲役 2年 6月 執行猶予 5年
306	H11.1.11	東京地裁	H9(刑わ)416 訴敗	はなはだ多額	89,550,000円 懲役 2年 執行猶予 4年
307	H10.12.24	千葉地裁	H10(つ)32 訴敗	多額	29,100,000円 懲役 4年
308	H10.10.29	東京地裁	H10(刑わ)2529他 訴敗他	甚大	144,500,000円 懲役 5年 6月
309	H10.8.31	東京地裁	H8(刑わ)2577他 訴敗他	少なくない	217,200円 懲役 2年 + 没収
310	H10.6.22	東京地裁	H9(刑わ)329他 訴敗	多額	134,000,000円 懲役 2年 4月
311	H10.5.29	東京地裁	H8(刑わ)2529他 訴敗	高額	50,000,000円 懲役 4年
311	H10.5.29	東京地裁	H8(刑わ)2529他 訴敗	高額	40,000,000円 懲役 4年
312	H10.4.16	東京地裁	H9(刑わ)445 訴敗	多額	50,717,200円 懲役 1年 8月
313	H10.3.26	東京地裁	H8(刑わ)2271他 訴敗他	同種事案に類をみないほどの巨額	75,743,148,950円 懲役 8年
314	H10.3.16	東京地裁	H4(刑わ)1732他 訴敗	極めて多額	2,000,000,000円 懲役 8年

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

315	H10.1.30	東京地裁	H9(刑わ)592他	詐欺	多額		35,000,000	懲役3年
316	H10.1.12	浦和地裁	S91(わ)1175他	詐欺他	多額	6,295,750	懲役8年(未執行全參入)	
317	H9.12.25	東京地裁	H9(刑わ)416	詐欺	誠に多額	89,550,000	懲役2年執行猶予4年	
318	H9.12.25	東京地裁	H8(刑わ)2628	詐欺	高額	8,000,000	懲役3年執行猶予4年	
319	H9.11.12	東京地裁	H9(刑わ)210	詐欺	莫大	44,696,338	懲役2年6月	
320	H9.9.30	東京地裁	H8(刑わ)104他	詐欺	著しく高額	70,880,000	懲役4年8月	
321	H9.5.22	東京地裁	H5(刑わ)1952	詐欺	巨額	283,700,000	懲役4年	
322	H9.4.15	東京地裁	H7(刑わ)386他	詐欺他	多額	171,000,000	懲役5年	
323	H9.3.28	東京地裁	H7(刑わ)466他	詐欺	甚だ多額	65,494,637	懲役4年	
324	H9.3.21	東京地裁	H7(刑わ)1064他	詐欺他	多額	171,000,000	懲役3年6月	
325	H9.3.19	東京地裁	H4(刑わ)1他	詐欺他	巨額	27,683,035,617	懲役11年	
326	H9.3.17	東京地裁	H7(刑わ)770他	詐欺	多額	634,000,000	懲役5年	
327	H9.3.7	東京地裁	H8(刑わ)2021他	詐欺	多額	117,000,000	懲役5年	
328	H9.3.4	東京地裁	H8(合わ)233	詐欺他	極めて巨額	1,949,316,694	懲役3年6月	
329	H9.1.17	東京地裁	H8(刑わ)1749他	詐欺他	極端でない	1,004,205	懲役2年4月+没収	
330	H8.12.24	東京地裁	H7(刑わ)1679	詐欺	高額	1,000,000,000	懲役5年	
331	H8.11.21	東京地裁	H8(刑わ)1050他	詐欺	多額	5,229,580	懲役2年6月	
332	H8.11.11	東京地裁	H7(刑わ)1279	詐欺他	多額	171,000,000	懲役6年	
333	H8.5.22	広島高裁岡山支部	H8(う)3	詐欺他	多額	2,545,000	被棄自判(懲役2年6月保護観察付執行猶予4年)	
334	H8.3.29	東京地裁	H5(刑わ)1449	詐欺他	巨額	1,000,000,000	懲役3年執行猶予5年	
335	H8.2.23	東京地裁	H6(刑わ)1673他	詐欺	多額	46,500,000	懲役3年6月	
336	H8.2.22	東京地裁	H4(刑わ)1394他	詐欺	すこぶる多額	57,307,767	懲役4年	
337	H8.1.31	東京地裁	H4(刑わ)1372他	詐欺他	巨額	34,755,399,826	懲役8年	
338	H8.1.16	東京地裁	H6(刑わ)2536他	詐欺	大きい	12,380,000	懲役5年	
339	H8.1.12	東京地裁	H7(刑わ)280	詐欺	多額	3,300,000	懲役2年6月	
340	H7.12.26	東京地裁	H7(刑わ)170他	詐欺	多額	634,000,000	懲役3年執行猶予5年	
341	H7.12.26	東京地裁	H6(刑わ)942	詐欺	大きい	24,000,000	懲役1年	
342	H7.12.26	東京地裁	H5(刑わ)2619	詐欺	多額	6,500,000	懲役2年4月	
343	H7.11.30	青森地裁	S93(わ)161他	詐欺他	高額	16,080,000	懲役12年	
344	H7.11.8	東京地裁	H7(刑わ)505他	詐欺	多額	131,370,000	懲役1年8月	

345	H7.11.24	東京地裁	H5(刑わ)1964他	訴敗	巨額		452,040,000	懲役 6 年
346	H7.11.20	岡山地裁	H4(刑わ)277	訴敗他	多額		2,545,000	懲役 1 年 6 月 保護觀察付執行猶予 4 年
347	H7.11.8	東京地裁	H6(刑わ)275	訴敗他	大金		10,000,000	懲役 3 年 6 月
348	H7.9.21	東京地裁	H5(刑わ)1872	訴敗他	極めて巨額		4,935,589,999	懲役 5 年
349	H7.8.17	東京地裁	H4(刑わ)2063他	訴敗	巨額		1,915,369,545	懲役 5 年
350	H7.7.28	東京地裁	H6(刑わ)1564	訴敗	多額		91,189,240	懲役 3 年
351	H7.7.14	東京地裁	H6(刑わ)701他	訴敗	多額		3,985,630	懲役 2 年執行猶予 5 年
352	H7.7.13	東京地裁	H5(刑わ)1085	訴敗他	極めて多額		1,078,983,520	懲役 5 年
353	H7.7.4	東京地裁	H7(刑わ)394	訴敗他	決して少ない額とは言えず		300,000	懲役 1 年 6 月執行猶予 4 年
354	H7.5.11	東京地裁	H6(刑わ)419	訴敗	極めて多額		202,262,844	懲役 2 年執行猶予 3 年
355	H7.4.28	東京地裁	H3(刑わ)1395他	訴敗他	極めて巨額		910,381,666	懲役 4 年
355	H7.4.28	東京地裁	H3(刑わ)1395他	訴敗他	極めて巨額		3,457,509,100	懲役 4 年
355	H7.4.28	東京地裁	H3(刑わ)1395他	訴敗他	極めて巨額		188,380,079	懲役 4 年
355	H7.4.28	東京地裁	H3(刑わ)1395他	訴敗他	極めて巨額		2,341,670,000	懲役 4 年
356	H7.4.25	東京地裁	H2(刑わ)1363他	訴敗	巨額		200,000,000	懲役 4 年 6 月
356	H7.4.25	東京地裁	H2(刑わ)1363他	訴敗	巨額		300,000,000	懲役 4 年 6 月
356	H7.4.25	東京地裁	H2(刑わ)1363他	訴敗	巨額		50,000,000	懲役 4 年 6 月
357	H7.3.30	東京地裁	H5(刑わ)1952	訴敗	巨額		283,700,000	懲役 3 年
358	H7.3.14	東京高裁	H6(う)124	訴敗他	巨額		4,950,581,780	破棄自判(懲役 3 年 6 月)
359	H7.1.17	東京地裁	H6(刑わ)1565	訴敗	極めて多額		40,000,000	懲役 2 年 10 月
360	H6.12.12	東京地裁	H5(刑わ)1253	訴敗	同種事案の中では多額		500,000,000	懲役 6 年
361	H6.8.26	東京地裁	H5(刑わ)2619	訴敗	多額		6,500,000	懲役 2 年執行猶予 4 年
362	H6.7.12	東京地裁	H5(刑わ)2522他	訴敗	多額		597,460	懲役 1 年 6 月
363	H6.4.19	東京地裁	H5(刑わ)1061他	訴敗	極めて大きい		130,000,000	懲役 8 年
363	H6.4.19	東京地裁	H5(刑わ)1061他	訴敗	極めて大きい		2,298,757,000	懲役 8 年
364	H6.3.30	東京地裁	H4(刑わ)1039他	訴敗	多額		31,139,433,365	懲役 3 年
365	H6.3.28	東京地裁	H4(刑わ)1他	訴敗他	巨額		47,517,965,889	懲役 11 年
366	H6.1.21	東京地裁	H5(刑わ)180	訴敗	非常に多額		24,960,000	懲役 2 年
367	H6.1.17	東京高裁	H5(刑わ)1883	訴敗他	高額		10,000,000	懲役 2 年 6 月
368	H5.12.15	東京高裁	H5(う)911	訴敗他	多額		2,130,000	拘禁棄却(原審懲役 3 年)
369	H5.12.9	東京地裁	H4(刑わ)177	訴敗他	巨額		4,950,581,780	懲役 5 年

平成元年より二五年にかけての判決文に見る横領罪及び詐欺罪の被害額を形容する表現について（清水）

370	H5.12.7	東京地裁	H5(刑わ)1464 他	詐欺他	決して小さくない	80,000	懲役 6 年
371	H5.10.28	東京地裁	H3(刑わ)2275 他	詐欺他	ほとんど類を見ないほどの莫大な金額	19,854,558,905	懲役 7 年
372	H5.9.20	京都地裁	H4(わ)776 他	詐欺他	多額	436,610,660	懲役 4 年
373	H5.5.18	津地裁	H4(わ)16 他	詐欺	決して少なくない	400,000	懲役 8 年
373	H5.5.18	津地裁	H4(わ)16 他	詐欺	決して少なくない	5,000,000	懲役 8 年
374	H4.12.21	東京地裁	H3(刑わ)2167 他	詐欺	多額	18,349,500	懲役 2 年 6 月
375	H4.12.3	東京地裁	H4(刑わ)1149	詐欺	比較的に軽微	3,550	懲役 10 月
376	H4.7.30	東京地裁	H3(刑わ)2548	詐欺	多額	58,175,470	懲役 2 年
377	H4.7.23	東京地裁	H4(刑わ)3758 他	詐欺他	多額	109,523,912	懲役 3 年+執行猶予 5 年
378	H4.7.7	東京地裁	H3(刑わ)2519	詐欺他	一般的の給与所得者からみれば非常に莫大	1,000,000,000	懲役 4 年
379	H4.6.4	東京地裁	H1(刑わ)3020	詐欺	巨額	100,000,000	懲役 4 年
380	H4.4.27	東京地裁	H3(刑わ)1859 他	詐欺他	ほとんど類を見ない莫大なもの	3,941,749,316	懲役 5 年 6 月 + 没収
381	H4.4.22	東京地裁	H1(合わ)186	詐欺他	高額	25,000,000	懲役 2 年 6 月+執行猶予 5 年
382	H4.4.21	東京地裁	H3(刑わ)1790	詐欺他	ほとんど類を見ない莫大なもの	7,888,113,701	懲役 7 年 + 没収
383	H3.12.18	東京地裁	H3(刑わ)1015 他	詐欺他	多額	3,200,000	懲役 2 年
384	H3.8.9	東京地裁	H3(刑わ)457	詐欺	多額	27,202,672	懲役 1 年 2 月
385	H3.7.30	東京地裁	H3(刑わ)574 他	詐欺他	多額	4,650,000	懲役 2 年 + 没収
386	H3.7.18	東京地裁	H2(刑わ)839 他	詐欺	それ程多くはない	4,000	懲役 1 年 2 月 (未決全參入)
386	H3.7.18	東京地裁	H2(刑わ)839 他	詐欺	それ程多くはない	6,000	懲役 1 年 2 月 (未決全參入)
387	H3.5.2	東京地裁	H2(刑わ)2246 他	詐欺	決して少なくない	459,400	懲役 1 年 2 月
388	H3.3.14	東京地裁	H3(刑わ)104	詐欺	多くない	4,500	懲役 10 月
389	H2.12.26	東京地裁	H2(刑わ)1229 他	詐欺他	まことに重大	62,475,000	懲役 4 年
390	H2.10.29	東京地裁	H1(刑わ)3001	詐欺他	多額	553,972,804	懲役 5 年 + 没収
391	H2.10.16	東京地裁	H2(刑わ)1784 他	詐欺他	相当な額	5,034,240	懲役 4 年 + 没収
392	H2.9.10	東京地裁	H2(刑わ)42	詐欺	多額	38,002,800	懲役 4 年 6 月
393	H2.6.14	東京地裁	H2(刑わ)716	詐欺	多額	5,650,000	懲役 1 年 8 月
394	H2.6.12	東京地裁	H2(刑わ)561	詐欺	多額	2,000,000	懲役 2 年
395	H2.6.5	東京地裁	H1(刑わ)2159	詐欺	多額	110,000,000	懲役 2 年
396	H2.5.31	東京地裁	H1(刑わ)2367 他	詐欺他	それほど多額のものでない	614,891	懲役 3 年 + 没収
397	H2.1.11	東京地裁	H1(刑わ)1241 他	詐欺他	多額	38,000,000	懲役 2 年 6 月 + 没収
398	H1.12.18	東京地裁	H1(刑わ)1674	詐欺	多い	1,270,000	懲役 1 年 6 月+執行猶予 3 年

399	H1.12.6	東京地裁	H1(刑わ)1208	訴敗	比較的高額	3,000,000	懲役 1 年 2 月 執行猶予 2 年
400	H1.9.27	東京地裁	S61(刑わ)3285	訴敗	高額	29,894,086	懲役 2 年 8 月
401	H1.9.8	東京地裁	H1(刑わ)197	訴敗	多額	50,000,000	懲役 3 年 6 月
402	H1.6.27	東京高裁	S63(う)616	訴敗	総合商社がらみの事犯においても極に見るとどの多額	1,621,140,822	被棄自刑(懲役 3 年 執行猶予 5 年)
403	H1.6.23	東京地裁	S60(刑わ)1722	他	莫大	1,035,667,495	懲役 6 年
404	H1.4.10	東京地裁	H1(刑わ)140	訴敗	さほど大きくはない	2,950	懲役 1 年 2 月
405	H1.3.29	大阪地裁	S62(う)1389	訴敗	巨額	13,801,528,320	懲役 13 年
406	H1.3.17	東京地裁	S63(刑わ)568	他	極めて高額	120,000,000	懲役 3 年 6 月